

第1560号

AFN-1560

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2025年 4/28 (月)

『米国の関税措置への国内対応 地域別の現状報告—経産省』

2025年4月、米国が日本からの輸入品に対して追加関税を発動したことを受け、経済産業省は全国約1,000カ所に相談窓口を設置し、企業からの問い合わせに対応している。これまでにJETROを中心に計1,153件の問い合わせがあり、関税措置の詳細に関するものが主であるが、将来的な発注減少に伴う資金繰り不安や支援措置についての相談も寄せられている。業種別に見ると、「輸送用機械器具製造業」が98件、「商社・貿易業」93件、「電気・電子機械器具製造業」80件、「小売業」53件、「精密機械器具製造業」39件、「卸業」36件と、幅広い業種からの相談が確認されている。相談内容としては、自社製品に適用される関税率(569件)、対象品目か否かの確認(456件)、原産地の判断方法(47件)、関税率の適用基準(15件)などが挙げられる。米国の日本からの輸入品目に関しては、乗用車が408億ドル(27%)、自動車部品が74億ドル(5%)、建設機械が53億ドル(4%)など、幅広い品目が対象となっている。追加25%の関税が適用されることとなっており、国内企業への影響が懸念されている。同省は、今後も現地訪問や業界団体との意見交換を通じて、企業の実情を把握し、支援策を講じていく方針だ。

『育児・介護休業法が改正 4月1日から段階的に施行』

従業員の仕事と育児・介護の両立支援のため、育児・介護休業法が改正され、来年4月1日から段階的に施行される。今回の改正で特に重要なのは、以下の3点である。

まず、「育児休業の取得促進」として、子の出生直後の休業に関する新たな制度が創設される。男性従業員がより柔軟に育児に関与できるようになり、夫婦での協力体制が推奨される。

次に、「介護離職の防止」に向けた取り組みが強化される。介護休業の分割取得が可能になるなど、より柔軟な働き方を支援する制度が拡充される。

さらに、「ハラスメント対策の強化」も重要である。育児休業や介護休業の取得等を理由としたハラスメントを防止するための措置が義務化される。

今回の法改正は、従業員一人ひとりの多様な働き方を支援し、企業にとっても優秀な人材の確保や定着につながる可能性がある。各企業においては、改正内容を正確に理解し、就業規則の見直しや社内制度の整備を進めることが重要である。

詳細は、厚生労働省のウェブサイトで公開されている情報や企業向けリーフレットに掲載されているため、十分に確認されたい。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



<ゴールデンウィーク期間の休業のご案内>

5月3日(土)から5月6日(火)の間、休業させていただきます。

次回のTimely発信は5月12日(月)の1561号です。よろしくお願いいたします。



※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com